

新

旧

表紙

表紙

千葉県海岸漂着物対策地域計画

千葉県海岸漂着物対策地域計画



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

令和5年 月

令和2年12月

千葉県

千葉県

目次	
第1章 計画の基本的事項	1 -
1. 計画策定の目的	1 -
2. 計画の位置づけ	1 -
3. 千葉県海岸漂着物対策推進協議会	1 -
4. 計画の見直し	1 -
第2章 海岸漂着物対策に係る世界・国の動向	2 -
1. 世界の動向	2 -
(1) SDGs (持続可能な開発目標)	2 -
(2) G20 (令和元年 大阪サミット)	3 -
2. 国の動向	3 -
(1) 海岸漂着物処理推進法の改正及び基本方針の変更	3 -
(2) プラスチック資源循環戦略の策定 (令和元年5月)	3 -
(3) 海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定 (令和元年5月)	3 -
(4) プラスチック製買い物袋 (レジ袋) 有料化 (令和2年7月)	3 -
第3章 千葉県における海岸等の現況	4 -
1. 海岸の現況	4 -
2. 海岸周辺における産業	5 -
3. 河川の現況	8 -
第4章 千葉県の海岸漂着物等の現状と課題	9 -
1. 海岸漂着物等の特性等	9 -
(1) 海岸漂着物等の特性	9 -
(2) 海岸漂着物等による影響	9 -
2. 海岸漂着物対策に関する現状と課題	10 -
(1) 海岸漂着物の処理	10 -
(2) 漂流ごみ等の処理	10 -
(3) 発生抑制	10 -
(4) 多様な主体の役割分担と連携の確保	10 -
第5章 海岸漂着物対策の基本的方向性	12 -
1. 海岸漂着物等の円滑な処理	12 -
(1) 海岸管理者等の処理の責任等	12 -
(2) 市町村の要請	12 -
(3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携等	12 -
(4) 漂流ごみ等の円滑な処理	13 -
(5) 海岸漂着物等の適正処理等	13 -
(6) 県における技術支援等	14 -
2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	14 -
(1) 3Rの推進による循環型社会の形成	14 -
(2) 海洋プラスチックごみ対策	14 -
(3) マイクロプラスチックの海域への排出の抑制	14 -
(4) 発生の状況及び原因に関する実態把握	15 -
(5) ごみ等の適正な処理等の推進	15 -

目次	
第1章 計画の基本的事項	1 -
1. 計画策定の目的	1 -
2. 計画の位置づけ	1 -
3. 千葉県海岸漂着物対策推進協議会	1 -
4. 計画の見直し	1 -
第2章 海岸漂着物対策に係る世界・国の動向	2 -
1. 世界の動向	2 -
(1) SDGs (持続可能な開発目標)	2 -
(2) G20 (令和元年 大阪サミット)	3 -
2. 国の動向	3 -
(1) 海岸漂着物処理推進法の改正及び基本方針の変更	3 -
(2) プラスチック資源循環戦略の策定 (令和元年5月)	3 -
(3) 海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定 (令和元年5月)	3 -
(4) プラスチック製買い物袋 (レジ袋) 有料化 (令和2年7月)	3 -
第3章 千葉県における海岸等の現況	4 -
1. 海岸の現況	4 -
2. 海岸周辺における産業	5 -
3. 河川の現況	8 -
第4章 千葉県の海岸漂着物等の現状と課題	9 -
1. 海岸漂着物等の特性等	9 -
(1) 海岸漂着物等の特性	9 -
(2) 海岸漂着物等による影響	9 -
2. 海岸漂着物対策に関する現状と課題	10 -
(1) 海岸漂着物の処理	10 -
(2) 漂流ごみ等の処理	10 -
(3) 発生抑制	10 -
(4) 多様な主体の役割分担と連携の確保	10 -
第5章 海岸漂着物対策の基本的方向性	12 -
1. 海岸漂着物等の円滑な処理	12 -
(1) 海岸管理者等の処理の責任等	12 -
(2) 市町村の要請	12 -
(3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携等	12 -
(4) 漂流ごみ等の円滑な処理	13 -
(5) 海岸漂着物等の適正処理等	13 -
(6) 県における技術支援等	14 -
2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制	14 -
(1) 3Rの推進による循環型社会の形成	14 -
(2) 海洋プラスチックごみ対策	14 -
(3) マイクロプラスチックの海域への排出の抑制	14 -
(4) 発生の状況及び原因に関する実態把握	15 -

(6) ごみ等の投棄の防止等	15 -	(5) ごみ等の適正な処理等の推進	15 -
(7) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止	16 -	(6) ごみ等の投棄の防止等	15 -
3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	16 -	(7) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止	16 -
(1) 県民、民間団体等、事業者等の積極的な参画の促進	16 -	3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保	16 -
4. その他の海岸漂着物対策	17 -	(1) 県民、民間団体等、事業者等の積極的な参画の促進	16 -
(1) 環境学習及び消費者教育並びに普及啓発	17 -	4. その他の海岸漂着物対策	17 -
(2) 海岸漂着物対策活動推進員等制度の導入	18 -	(1) 環境学習及び消費者教育並びに普及啓発	17 -
(3) 国が実施する技術開発、調査研究等結果の活用及び普及	18 -	(2) 海岸漂着物対策活動推進員等制度の導入	18 -
5. 関係者の役割等	18 -	(3) 国が実施する技術開発、調査研究等結果の活用及び普及	18 -
(1) 県の主な役割	18 -	5. 関係者の役割等	18 -
(2) 海岸管理者等の主な役割	19 -	(1) 県の主な役割	18 -
(3) 市町村の主な役割	19 -	(2) 海岸管理者等の主な役割	19 -
(4) 地域住民、民間団体、事業者等の主な役割	19 -	(3) 市町村の主な役割	19 -
第6章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）	21 -	(4) 地域住民、民間団体、事業者等の主な役割	19 -
1. 重点区域選定の考え方	21 -	第6章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）	21 -
2. 重点区域の選定基準	21 -	1. 重点区域選定の考え方	21 -
3. 重点区域として選定する海岸	21 -	2. 重点区域の選定基準	21 -
(1) 銚子市	22 -	3. 重点区域として選定する海岸	21 -
(2) 館山市	23 -	(1) 銚子市	22 -
(3) 木更津市	24 -	(2) 館山市	23 -
(4) 旭市	25 -	(3) 木更津市	24 -
(5) 鴨川市	26 -	(4) 旭市	25 -
(6) 富津市	27 -	(5) 鴨川市	26 -
(7-1) 南房総市（外房）	28 -	(6) 富津市	27 -
(7-2) 南房総市（内房）	29 -	(7-1) 南房総市（外房）	28 -
(8) 山武市	30 -	(7-2) 南房総市（内房）	29 -
(9) いすみ市	31 -	(8) 山武市	30 -
(10) 大網白里市	32 -	(9) いすみ市	31 -
(11) 九十九里町	33 -	(10) 大網白里市	32 -
(12) 横芝光町	34 -	(11) 九十九里町	33 -
(13) 一宮町	35 -	(12) 横芝光町	34 -
(14) 長生村	36 -	(13) 一宮町	35 -
(15) 白子町	37 -	(14) 白子町	36 -
(16) 御宿町	38 -	(15) 御宿町	37 -
(17) 鋸南町	39 -	4. 重点区域における海岸漂着物対策の内容	39 -
4. 重点区域における海岸漂着物対策の内容	41 -	(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項	39 -
(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項	41 -	(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項	39 -
(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項	41 -	(3) 環境学習又は普及啓発に関する事項	39 -
(3) 環境学習又は普及啓発に関する事項	41 -	用語の解説	40 -
用語の解説	42 -		

第6章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）

3. 重点区域として選定する海岸

(2) 館山市

【海岸名】船形海岸、船形漁港、館山海岸、沖ノ島、見物漁港、波左間漁港、坂田海岸、平砂浦海岸、相浜海岸
L=約17,500m

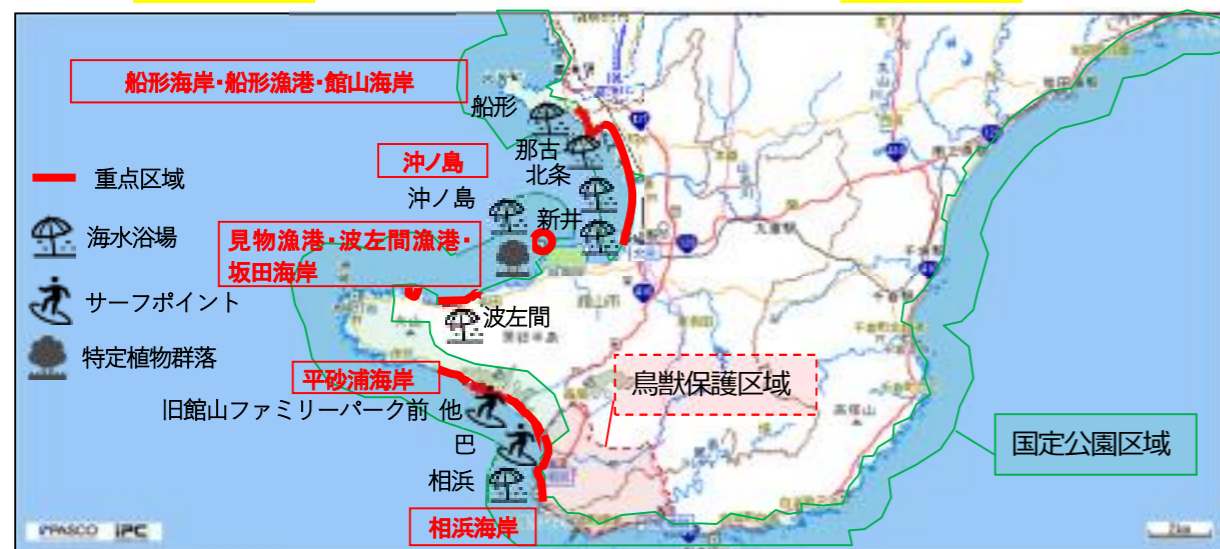


図6-3 重点区域位置図（館山市）

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局/国土交通省港湾局/水産庁）、館山市（公園）
- ② 海岸漂着の状況
一年を通して、流竹木が多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国定公園
 - ・県指定神戸鳥獣保護区【相浜海岸】
 - ・特定植物群落「沖ノ島の植生」（環境省）【沖ノ島】
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の夕陽百選「北条海岸」【船形海岸・船形漁港・館山海岸】
(NPO 法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会選定)
 - ・白砂青松百選「平砂浦海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「船形」、「那古」、「北条」、「新井」【船形海岸・船形漁港・館山海岸】、「沖ノ島」【沖ノ島】、「波左間」【波左間漁港】、「相浜」【相浜海岸】
 - ・サーフポイント「巴」【相浜海岸】、「旧館山ファミリーパーク前」他【平砂浦海岸】
 - ・漁業権設定（海藻類、貝類など）
 - ・沖合での漁業権設定（あじ小型定置など）



図6-4 重点区域の様子（館山市）（令和元年9月）

第6章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）

3. 重点区域として選定する海岸

(2) 館山市

【海岸名】船形海岸・船形漁港・館山海岸・沖ノ島・相浜海岸 L=約10,500m



図6-3 重点区域位置図（館山市）

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局/国土交通省港湾局/水産庁）、館山市（公園）
- ② 海岸漂着の状況
一年を通して、流竹木が多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国定公園
 - ・県指定神戸鳥獣保護区【相浜海岸】
 - ・特定植物群落「沖ノ島の植生」（環境省）【沖ノ島】
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の夕陽百選「北条海岸」【船形海岸・船形漁港・館山海岸】
(NPO 法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会選定)
 - ・海水浴場「船形」、「那古」、「北条」、「新井」【船形海岸・船形漁港・館山海岸】、「沖ノ島」【沖ノ島】、「相浜」【相浜海岸】
 - ・サーフポイント「巴」【相浜海岸】
 - ・漁業権設定（海藻類、貝類など）・沖合での漁業権設定（あじ小型定置など）



図6-4 重点区域の様子（館山市）（令和元年9月）

(4) 旭市

【海岸名】旭海岸、飯岡海岸 L=約18,000m



図6-7 重点区域位置図(旭市)

- ① 海岸管理者：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）
- ② 海岸漂着物の状況
平成27年の豪雨で飯岡海岸に枯れ枝が多く漂着した。
市内のほぼ全域で1年を通じて流竹木や投棄ごみ等が漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・県立九十九里自然公園
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の渚百選「九十九里海岸」（国土交通省）
 - ・白砂青松百選「九十九里海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「飯岡」【飯岡海岸】、「矢指ヶ浦」【旭海岸】
 - ・サーフポイント「飯岡荘前」他【飯岡海岸】、「椎名内」、「かんぼ前」他【旭海岸】
 - ・漁業権設定（貝類など）
 - ・沖合での漁業権設定（カキ、イセエビなど）



(令和2年5月)



(令和3年7月)

図6-8 重点区域の様子(旭市)

(4) 旭市

【海岸名】旭海岸・飯岡海岸 L=約4,500m



図6-7 重点区域位置図(旭市)

- ① 海岸管理者：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）
- ② 海岸漂着物の状況
平成27年の豪雨で飯岡海岸に枯れ枝が多く漂着した。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・県立九十九里自然公園
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・日本の渚百選「九十九里海岸」（国土交通省）
 - ・白砂青松百選「九十九里海岸」（社団法人日本の松の緑を守る会選定）
 - ・海水浴場「飯岡」【飯岡海岸】、「矢指ヶ浦」【旭海岸】
 - ・サーフポイント「飯岡荘前」他【飯岡海岸】、「椎名内」、「かんぼ前」他【旭海岸】
 - ・漁業権設定（貝類など）
 - ・沖合での漁業権設定（カキ、伊勢エビなど）



図6-8 重点区域の様子(旭市)
(令和2年5月)

(14) 長生村

【海岸名】 一松海岸 L=約3,900m



図6-29 重点区域位置図(長生村)

① 海岸管理者等：千葉県(国土交通省水管理・国土保全局)

② 海岸漂着物の状況

- ・一宮川の河口があること等から、年間を通じて流竹木や一般ごみが多数漂着する。
- ・8月下旬から10月は台風や大雨により流竹木や一般ごみが漂着する。

③ 海岸の概要

(ア) 自然的条件

- ・県立九十九里自然公園
- ・ハマヒルガオの群落

(イ) 社会的条件(海岸の利用状況)

- ・海水浴場「一松」
- ・サーフポイント「一松」
- ・漁業権設定(海草類など)



(令和2年8月)



(令和4年9月)

図6-30 重点区域の様子(長生村)

(新規作成)

(15) 白子町

【海岸名】 白子海岸 L=約6,000m



図6-31 重点区域位置図(白子町)

- ① 海岸管理者：千葉県(国土交通省水管理・国土保全局)
- ② 海岸漂着物の状況
 剃金海岸、古所海岸は河口に位置にするため、1年を通して流竹木が多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・ 県立九十九里自然公園
 - ・ 県指定南白亀川河口鳥獣保護区【北部のみ】
 - (イ) 社会的条件(海岸の利用状況)
 - ・ 日本の渚百選「九十九里海岸」(国土交通省)
 - ・ 白砂青松百選「九十九里海岸」(社団法人日本の松の緑を守る会)
 - ・ 海水浴場「白子(古所・中里)」
 - ・ サーフポイント「白子」、「中里」
 - ・ 漁業権設定(貝類など)



図6-32 重点区域の様子(白子町)
(令和2年5月)

(14) 白子町

【海岸名】 白子海岸 L=約6,000m



図6-29 重点区域位置図(白子町)

- ① 海岸管理者：千葉県(国土交通省水管理・国土保全局)
- ② 海岸漂着物の状況
 剃金海岸、古所海岸は河口に位置にするため、1年を通して流竹木が多く漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・ 県立九十九里自然公園
 - ・ 県指定南白亀川河口鳥獣保護区【北部のみ】
 - (イ) 社会的条件(海岸の利用状況)
 - ・ 日本の渚百選「九十九里海岸」(国土交通省)
 - ・ 白砂青松百選「九十九里海岸」(社団法人日本の松の緑を守る会)
 - ・ 海水浴場「白子(古所・中里)」
 - ・ サーフポイント「白子」、「中里」
 - ・ 漁業権設定(貝類など)



図6-30 重点区域の様子(白子町)
(令和2年5月)

(16) 御宿町

【海岸名】御宿海岸 L=約1,500m



図6-33 重点区域位置図 (御宿町)

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）、御宿町（御宿岩和田漁港）（水産庁）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・春から秋にかけて海藻類が漂着する。
 - ・8月下旬から10月は台風や大雨により流竹木や一般ごみが漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国立公園
 - ・県指定夷隅鳥獣保護区
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・海水浴場「岩和田」、「中央」、「浜」
 - ・サーフポイント「浦仲」他
 - ・漁業権設定（海草類、貝類、イセエビなど）



(平成29年10月)



(平成29年11月)

図6-34 重点区域の様子 (御宿町)

(15) 御宿町

【海岸名】御宿海岸 L=約1,500m



図6-31 重点区域位置図 (御宿町)

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局）、御宿町（御宿岩和田漁港）（水産庁）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・春から秋にかけて海藻類が漂着する。
 - ・8月下旬から10月は台風や大雨により流竹木や一般ごみが漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国立公園
 - ・県指定夷隅鳥獣保護区
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・海水浴場「岩和田」、「中央」、「浜」
 - ・サーフポイント「浦仲」他
 - ・漁業権設定（海草類、貝類、伊勢エビなど）



(平成29年10月)



(平成29年11月)

図6-32 重点区域の様子 (御宿町)

(17) 鋸南町

【海岸名】保田海岸、保田漁港、勝山漁港 L=約3,400m

- ① 海岸管理者等：千葉県（国土交通省水管理・国土保全局／水産庁）
- ② 海岸漂着物の状況
 - ・保田川、佐久間川の河口があること等から、年間を通じて流竹木や一般ごみが多数漂着する。
 - ・8月下旬から10月は台風や大雨により流竹木や一般ごみが漂着する。
- ③ 海岸の概要
 - (ア) 自然的条件
 - ・南房総国立公園
 - (イ) 社会的条件（海岸の利用状況）
 - ・海水浴場
 - 「元名」、「保田」、「大六」【保田海岸】、
 - 「鱧ヶ浦」【保田漁港】、
 - 「勝山」【勝山漁港】
 - ・漁業権設定
 - (イセエビ、海藻類、貝類など)



図6-35 重点区域位置図（鋸南町）



図6-36 重点区域の様子（鋸南町）（令和4年9月）

（新規作成）



图7 重点区域位置图



图7 重点区域位置图